



# OSAKAベーシックニュース

2012年6月  
第3号

OSAKA ベーシック法律事務所  
〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-3-6 淀屋橋 NAOビル 3階  
<http://www.o-basic.net/> Tel06-6226-5535 Fax 06-6226-5536

## お薦めの法律書店

### この号の内容

- 1 お薦めの法律書店
- 2 売掛金回収の方法①
- 3 売掛金回収の方法②
- 4 事務所の近況
- 5 取扱い業務

いろいろな回収方法があります

「趣味は何ですか?」と聞かれて、「特にありません」とか「カードマジックです」とか答えることが多いのですが、書店の法律書売場をうろつくことが大好きなことに思い当りました。隅から隅まで順番にチェックしていく「この分野でこんな本が出たんだ」などとほっこりしていると、知らない本までついつい買ってしまいます。

大阪の大手の書店はほぼ回っていますが、この中でこれはと思う法律書売場が充実している書店は次の2つ。

①法政書房 大阪地方裁判所の地下1階にある法律書の専門店です。専門家向けの書店で、さすがに充実しています。

②ジュンク堂大阪本店 量では法政書房より上でしょう。一般の書店ではぴか一です。

## 売掛金回収の方法①

前回は売掛金の消滅時効について説明しましたので、今回は、売掛金の回収方法について簡単に説明しましょう。

### 1 督促、請求書の発送

相手方に出向いて支払うよう督促したり、請求書を発送することは基本であり、どなたでも実行されていると思います。

問題は、それでも支払ってくれない場合にどうするかです。

### 2 配達証明付き内容証明郵便の送付

所定の形式の書面を3通用意して郵便局から送ります。消滅時効を中断するため等の場合を除きますと、特に法的な意味はありませんが、心理的な効果はあるでしょう。弁護士名で送ると、更に、効果があるかもしれません。

### 3 裁判

#### (1)支払督促

相手方の住所地の簡易裁判所に申し立てると、書類審査のみで、裁判所は

**強制執行や仮差押をする財産がありますが？**

相手方に支払督促を発送してくれます。債務者から2週間以内に異議が出なければ、仮執行宣言を付してくれ、これにより強制執行を行うことができます。

異議を出されれば訴訟手続に移行しますので、異議が出る可能性が高い場合には、最初から訴訟を提起した方が時間的に早くなるでしょう。

### (2)訴訟提起

請求額が140万円未満の場合は簡易裁判所、140万円以上の場合は地方裁判所の管轄になります。金銭債権を請求する場合は、こちらの住所地の裁判所に提起することができます。

訴状を提出すると、おおむね1ヶ月以内に第1回期日が指定され、被告に訴状や呼出状が送達されます。

第1回期日に、被告が答弁書を提出しないまま欠席すると、その後、そのまま原告の主張を認める判決が下されます。

被告が支払義務を争ってきますと、双方、主張や証拠提出などを行い、証言を経て、裁判官が判決を下します。また、**和解**により、双方が譲歩して一定額を支払ってもらう旨の解決がなされることもあります。

## 売掛金回収の方法②

### 1 強制執行



判決で勝訴したり、裁判所で和解したにもかかわらず相手方が支払ってくれない場合には、強制執行を行うことになります。

(1)不動産があれば差押えて競売にかけ、売却代金から配当して回収します。この場合、担保権が設定されていると余剰がないかもしれませんので注意が必要です。

(2)銀行預金、給与、売掛金などの債権の場合には差し押された後、第三債務者から支払ってもらいます。

(3)自動車などの場合には、執行官に出向いてもらって差押えます。

### 2 仮差押

相手方に不動産、銀行預金などの財産があることが事前に判明していれば、まず、仮差押により財産を保全してもらってから、訴訟を提起すべきでしょう。保証金などの費用がかかりますが、これをしてもおかないと、せっかく勝訴判決を得ても、それまでに財産が処分されてしまい、回収できなくなってしまうかもしれません。

このように、状況に応じて対策を練る必要がありますので、お困りの場合には当事務所に御相談ください。

## 事務所の近況

(事務局・鈴木)

健康診断に行ってきました。

大阪弁護士会で半年に一度、弁護士や法律事務所で働くスタッフを対象に行われるこの健康診断、結核予防会が行う本格的なものです。

6月と11月に弁護士会前に結核予防会のバスが何台も駐車していたら、それは健康診断実施中です。

期間は3週間程あるのですが、大阪弁護士会に所属している弁護士やその下で働くスタッフも多いので、毎回申込みだけで一仕事です。

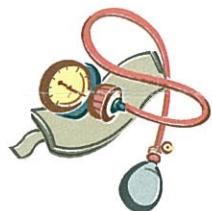
特に年々人数が増えているので全員は受けられず、申込みは先着順なのでまるでコンサートのチケットを取るような状態です。

そんな健康診断ですが、身長体重測定から始まり（メタボもしっかり測ります）血液検査に心電図に腹部エコーや胃の検査にその他オプションも付けられるのでバリエーション豊かです。

体重を量るときに必ず測定の方から「洋服分1kg引いてます」と言われますが、洋服って1kgもないですよね。しかも、身長と体重を測ったあと「これでいいですか？」と数値を確認されます。「はい」と返事をしつつ、心の中では「体重は違う・・・はず」「1kgどころかもう数kg引いて下さい・・・。」

健康を維持するための健康診断ですが、バリエーション豊かなので時間もかかり、終わったあとはとても疲れます。

事務所では、福利厚生として健康診断は必ずスタッフ全員受けています。



(事務局・今井)

相変わらず電話から聞こえる専門用語は呪文の様ですが、何とか頑張っておりまます。

最近では、裁判所に書類を提出しに行ったり、法務局や役所に必要書類を取りに行ったりと、外へも出かけております。

まさか自分が裁判所に足を踏み入れる事があると思っていませんでしたので、仕事中であることとは承知していますが、どうしても興味というか、わくわく感が生じてしまい、無駄にうろうろしてしまいます。

奥の暗がりの階段が気になって下りてみたり、移動の最短距離を探そうとしたり、用もないのに地下の売店に行ってみたり、秘かに裁判所探検を満喫しています。



「運動がてら歩いてもいいよ」と言われたので、いつも歩いています。軽い散歩がてらのつもりでいましたが、大阪市内から飛び出すこともあるので、社会人になって今が一番運動しているかもしれません。

事務局ブログを始めました。



仕事のことや日々のことを綴っております。

まだまだ拙い文章ですが、定期的に更新しております。ぜひ一度ご覧下さい。

OSAKAベーシック法律事務所のコーポレートサイトよりご覧いただけます。

## 取扱い業務

1 当事務所の取扱い業務は下記のとおりです。

詳細は OSAKA ベーシック法律事務所のコーポレートサイトをご覧ください。

<http://www.o-basic.net/>

取扱い業務、弁護士紹介、事務所概要、アクセス、費用などの情報を掲載しています。

「OSAKA ベーシックの交通事故相談」の頁を設けました。交通事故相談も受け付けていますので、一度、ご覧ください。

2 「これが法律問題になるのか?」、「この程度のこととで弁護士に相談してよいのか?」とのお声をよくいただきますが、迷われる前に、まず、お電話ください。

このニュースレターをお送りしている方からの電話照会には無料で応じさせていただきます。

お気軽にお電話ください!

### 契約書式サービスします

大阪遺言・相続ネット

<http://www.o-basic-souzoku.net/>

大阪離婚相談ネット

<http://www.o-basic-rikon.net/>

海外在住者のための無料メール相談

<http://www.o-basic.net/>

OSAKA ベーシックの交通事故相談

<http://www.o-basic.net/>



Osaka Basic Law Office

〒541-0042  
大阪市中央区今橋4丁目3番6号  
淀屋橋NAOビル3階  
弁護士井上元  
TEL 06-6226-5535  
FAX 06-6226-5536  
URL <http://www.o-basic.net/>

